

ドイツにおける財政調整 制度の現状－隣国との関 係も含めた考察－

明治大学商学部

松原有里

2015年7月30日



ドイツの連邦・地方税の概況(1)

- 連邦(Bund)税・地方(内訳:州(Land)・市町村(Gemeinde))税の多層構造 (特徴:ボン基本法105条、106条以下の規定で、連邦と州・市町村間の財源配分が明文化されている)
- 州課税庁が徴収、その後、連邦・州内市町村に配分  スライド4参照
- 州に課税高権がある理由:プロイセン帝国(連邦)が統一する際に、各ラントがプロイセンに編入されていったことに起因する。当時の主要財源である稼得税他の物税等の税目は、各ラント法上に既に規定されていた。
- Cf. 日本との相違

ドイツの連邦・地方税の概況(2)

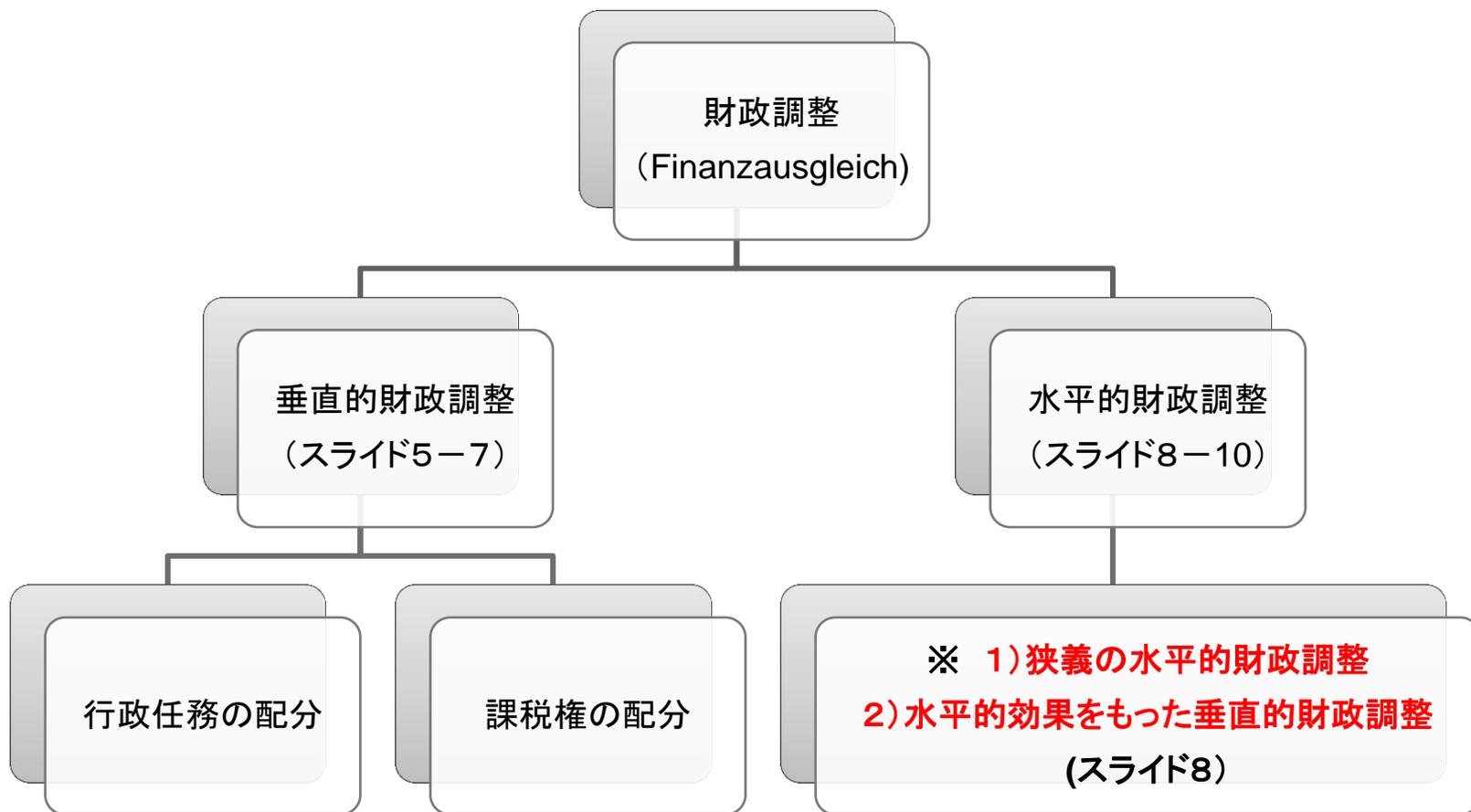
現在では、わが国同様、連邦税に比べて地方税の(独自)税源は少ない。Cf. 犬税、娯楽税(別名カジノ税)、宿泊税(Ex.ベルリン市のものが有名)、酒類販売免許税(=現在はほぼ廃止)

主要な地方財源は、所得税等の一部の財政調整分(Finanzausgleich)と営業税(Gewerbesteuer)収入であるが、後者による税収は、特に景気の好不況の動向を受けやすく(例外は大都市)、ドイツ地方税改革の主要な論点は、実は営業税改革にある

👉あまり上手くいっていない。

理由として:営業税率の引き下げ競争(特に大都市の周辺、過疎地域)がとまらない。 + 営業税廃止の急先鋒だったFDPが連立政権離脱

ドイツの財源調整方法(政府間財政) (POPITZによる伝統的なもの)



垂直的財政調整その1(連邦・州・市町村)固有の税目

連邦税

- 個別消費税(ビール税を除く)
- 保険税
- 所得税と法人税の超過課税

州税

- 相続税(基本法に規定されているため連邦税とされるが州に配分)
- ビール税
- カジノ税

市町村税

- 固定資産税
- 不動産取得税

垂直的財政調整その2(所得税、法人税、利子・キャピタルゲイン税) 2014年度

連邦税

- 所得税(含む給与税): 42.5%
- 利子・キャピタルゲイン税: 44%
- 法人税: 50%

州税分

- 所得税(含む給与税): 42.5%
- 利子・キャピタルゲイン税: 44%
- 法人税: 50%

市町村税

- 所得税(含む給与税): 15%
- 利子・キャピタルゲイン税: 12%

垂直的財政調整その3(消費税)

BMF BUND UND LÄNDER-FINANZBEZIEHUNGEN AUF DER GRUNDLAGE DER FINANZVERFASSUNG 2014 より

1995年 連邦56%,州44%,市町村0%

2000年 連邦52%,州45,9%,市町村2,1%

2005年 連邦約53,1%,州44,8%,市町村約2,1%

2010年 連邦約53,2%,州44,8%,市町村約2,0%

2011年 連邦約53,9%,州44,1%,市町村約2,1%

2012年 連邦約53,4%,州約44,6%,市町村約2,0%

2013年 連邦約53,4%,州約44,6%,市町村約2,0%

2014年 連邦約53,5%,州約44,5%,市町村約2,0%

* 2つの水平的財政調整とは？

狭義の水平的財政調整

地方自治体が相互に直接、地方税収の財源を移転し、財政力格差を調整していく方法。

Cf. ドイツの各州間での財政調整＜連邦国家型＞

連邦制ではないスウェーデンも採用。☞同国では、憲法訴訟に。現在は折衷策を採用。

水平的効果を持った垂直的財政調整

中央政府が中央政府の財源で、地方自治体間の財政力格差を是正する方法。

Cf. 我が国の地方交付税＜統一国家型＞

水平的財源調整その1(原則)

- ・原則として当該地域の税収を基準として算定。
- ・その際に、源泉徴収される「給与税」は、給与所得者の居住地を基準として、また、「法人税」は、事業所在地を基準として、さらに近年導入された「利子・キャピタルゲイン税」は、金融機関の所在地もしくは納税義務者の居住地を基準として税額の算定を行なう。(ボン基本法107条1項)

水平的財政調整その2: 黒字と赤字の地方公共団体間の調整

- 原則として、各地域の人口数に応じて行う。
- 「売上税」の水平的調整は、売上税収の総額のうち州への配分額を除いた25%を上限に、累進的に平均以上の税収のある地方公共団体から平均以下の地方公共団体に調整していく方法で行われる。(ボン基本法107条1項4文およびドイツ国税徴収法AO2条)
- さらに、「連帯税(Solidalitätszuschlag)」の導入により、東西ドイツ統一後の旧東ドイツ地域(「Neue Bundesländer(新たに連邦に入った州)」と旧西ドイツ地域との調整が図られる。Cf. 西側諸州の住民から、財産権の侵害であると憲法訴訟が提起。しかし、いまだに廃止されず。

2015年現在起きている問題

- ・ 2000年以降とくに第二次メルケル政権における営業税改革の失敗により、地方(ゲマインデおよびゲマインデ連合レベル)の独自財源の模索が続いている。⇒ 連邦レベルでの税制改革との温度差

- ・ 従来は東西ドイツの経済格差間が問題となっていたのが、旧西ドイツ側にあった地方団体でも財源調達に苦しむ地方公共団体が出てきている。(特に大都市<デュッセルドルフ・ハンブルク等>の周辺地域(Kreis)に顕著。(エッセン・アーレンスベルク等) ⇒ 逆ドーナツ現象

理由:居住地と職場が異なる行政区域になってしまっている。

- ・ しかし、教育制度の問題、Lokalpatriot (地元愛の強い人たち)の存在等で、一時、言われていたほど、人の流動性はないのが現状。

2000年以降のドイツの税制改革(含む地方税改革)の概略

- 2000年のSPD第一次連立政権(シュレーダー首相)の税制改革(StEntlG)で、ドイツ所得税法上で初めてキャピタルゲインの原則課税が導入される。(1925年法以来の転換) <大規模>
- 2003年～2004年の第二時連立政権で、企業税改革が行われる。営業税も改革。+1998年の営業所得税廃止に伴い、地方への売上税の配分割合が変更。 <中規模>
- 2008年税制改正で、所得税・法人税上の営業税支出控除の廃止、事業者の納税負担UP <小規模>

その他の論点(含む:わが国の地方公共団体へのインプリケーション)

- 地方債の発行ではなく「一時(つなぎ)借入金(Kassenkredit)」による歳入不足解消の適否。Cf. 参考資料その1
- 東西ドイツ間ではなく、旧西ドイツ地域間での地方公共団体の財政力格差の問題 (Ex.デュッセルドルフ市とエッセン市の差、ハンブルク市とアーレンスベルク市の差は何故か?)
- 今後のドイツ税制改革の動向(予想):メルケル政権のW. ショイブレ連邦財務大臣の政治力次第。⇒外的要因として、ギリシャ危機も無視できず。

ドイツ人の財政法学者〈ベルリン・フンボルト大学〉へのインタビュー【補足その1】

- 2010年～2013年にかけてのCDU連立政権では、税制改革は大きな争点になったが、2013年秋の選挙以降は、それほど問題にはなっていない。☞問題が解決したからではなく、税制改革以外に金融や外交問題が連邦政府にとっての主要な関心事となったため。
- 2015年1月現在、ドイツの経済はEU内では比較的安定している（税収も自然増）ため、地方税改革を含めてあまり争点が顕在化していないが、ここ1, 2年でまた新たな税制改革の波が来る可能性がある。

独のメルケル首相はなぜ、かくも強硬にギリシャに対し財政改革を要求し、しかし、政治的には常に妥協するのか？【補足その2】

- ・ユーロ導入(2001年1月1日)直前に、自国の経済がほぼどん底に近かったにもかかわらず、財政の健全性を維持、同時にインフレも抑制してきた自負がある。Cf. ドイツ連銀の伝統的政策

- ・第二次大戦後、トルコとならんで、ドイツの外国人労働者の主力はギリシャからの移民であり、その2世、3世がドイツ国内に定住していることから、彼らの声を国内政策上無視することはできなくなっている。(単純労働者だけでなく、知的階級も移住してきていることに注意。)

- ・EU全体の枠内では、今、ギリシャにユーロ圏から離脱、あわせて、政治的にロシアに接近されるのは、好ましくないという外交・金融政策面からのプレッシャーがある。(CDUの伝統的な政策; 汎ヨーロッパ主義)

御清聴有難うございました